

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	【告示】 保安林の指定予定 保安林の指定施業要件の変更予定 【公告】 公共測量の実施 公共測量の終了 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	担当課（室）	
	治山課 〃 監理課 〃 〃 建築指導課		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

赤磐市小瀬木三二九の一、三三〇、三三二、三三三、三三四の一、三三四の二、三三五から三三七まで、三三九、三四〇の一から三四〇の三まで、三四一から三四六まで、三三三から三五六まで、三五七の一、三五七の二、三六一の一、三六一の二、三六二、三六三の二、三六五の二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
勝田郡奈義町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔五四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	公共測量（基準点測量）	測量期間
総社市美袋地内		令和六年十月十日から令和七年三月二十五日まで

〔五四三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町宗枝 地内	公共測量（復旧測量（改測）、四級基準点測量、河川横断測量及び路線測量）	令和六年十月九日から令和七年一月十日まで

〔五四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

津山市檜地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十月十日	終 了 年 月 日

〔五四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市長船町土師字中川田一二八三番一、字上八反田一二八八番一、一二八八番四、一二八九番四、一二九〇番三、一二九一番三、一二九二番三、一二九三番三、一二九三番五、字下八反田一二九五番一、一二九五番二、一二九六番一、一二九六番二、一二九七番一、一二九七番二、一二九八番、一二九九番一、一二九九番二、一二九九番三、一二九九番四、一三〇〇番一、一三〇〇番二、一三〇二番一、一三〇二番二、一三〇三番、字先新田一三〇四番一、一三〇四番二、一三〇五番一、一三〇五番二、一三一一番、一三一二番、一三一三番、一三一四番、一三一五番、一三一八番、字三付田一三〇七番一、一三〇七番二、一三〇七番三、一三〇八番一、一三〇八番二、一三〇八番三、一三〇九番一、一三〇九番二、一三〇九番三、字新田堤一三一〇番一、一三一〇番二、字新田一三一六番一、一三一六番二、一三一六番三、一三一六番四、一三一六番五、一三一七番、一三二一番、一三二二番、一三二六番一、一三二六番二、一三三二番、一三三三番一、一三三三番二、一三三三番三、一三三三番四、一三三五番一、一三三五番二、字新田口一三三一番一、一三三一番三、一三三一番五、字長川田一三七番、字番田一九七五番、一九七六番一、一九七六番二、一九七七番一、一九七七番二、一九七八番、一九七九番、一九八〇番、一九八一番、一九八二番、一九八三番一、一九八三番二、字遅稲田一九八四番一、一九八四番二、一九八五番一、一九八五番二、一九八六番一、一九八六番二、一九八七番一、一九八七番二、一九八八番一、一九八八番二、一九八九番一、一九八九番二、一九九〇番一、一九九〇番二、一九九一番一、一九九一番五、一九九一番六、一九九一番七、一九九一番八、字樋尻二〇〇三番一、二〇〇三番四、二〇〇三番五、二〇〇四番一、二〇〇四番二、二〇〇五番一、二〇〇五番二、二〇〇六番一、二〇〇六番二、二〇〇七番一、二〇〇八番一、字中川田一二八三番一地先道、字中川田一二八三番一地先から字新田一三二三番二地先まで道、字新田一三二六番一地先から一三二二番地先まで道、字新田一三二三番一地先から字先新田一三二三番地先まで水路、字先新田一三二二番地先から字先新田一三二五番地先まで道、字先新田一三〇四番一地先から一三〇四番二地先まで水路、字下八反田一三〇三番地先から字上八反田一二八八番四地先まで水路、字上八反田一二八八番一地先から一二九三番三地先まで道、字下八反田一三〇三番地先から一二九五番二地先まで道、字新田堤一三一〇番二地先から字三付田一三〇七番三地先まで水路、字三付田一三八反田一二九五番二地先まで水路、字遅稲田一九九一番八地先から字三付田一三〇九番三地先まで道、字遅稲田一九八四番二地先から一九八四番一地先まで道、字番田一九七五番地先から一九八三番一地先まで水路、字遅稲田一九九〇番一地先から字番田一九八一番地先まで水路、字樋尻二〇〇三番五地先から字番田一九七七番二地先まで道、字番田一九七六番二地先から一九七五番地先まで道、字樋尻二〇〇六番二地先から二〇〇八番一地先まで水路、字樋尻二〇〇八番一地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇番地一

令和6年10月22日 岡山県公報 第12645号

三

瀬戸内市長 武久 顕也
許可年月日及び許可番号
令和6年6月26日岡山県指令建指第一四三号

〔五四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一番八、五〇二番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪八八〇番地一メゾンエトワール二〇三

寺岡 義将

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十六日岡山県指令建指第二二一号

〔五四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字東原二三六七番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一番地一九かるむ二〇一

高林圭一郎

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十四日岡山県指令建指第一二四号

令和6年10月22日 岡山県公報 第12645号

〔五四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前一九〇番二、一九〇番三、一九一番、一九一番一、一九一番二、一九一番二、一九一番三、一九一番三、一九三番一、一九四番四、一九四番五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

香川県高松市田村町三九七番地

株式会社ヤマウチ

代表取締役 岡本 将

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月十九日岡山県指令建指第二五四号

〔五四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市長船町土師字中川田一二八三番一、字上八反田一二八八番一、一二八八番四、一二八九番四、一二九〇番三、一二九一番三、一二九二番三、一二九三番三、一二九三番五、字下八反田一二九五番一、一二九五番二、一二九六番一、一二九六番二、一二九七番一、一二九七番二、一二九八番、一二九九番一、一二九九番二、一二九九番三、一二九九番四、一三〇〇番一、一三〇〇番二、一三〇二番一、一三〇二番二、一三〇三番、字先新田一三〇四番一、一三〇四番二、一三〇五番一、一三〇五番二、一三一一番、一三一二番、一三一三番、一三一四番、一三一五番、一三一八番、字三付田一三〇七番一、一三〇七番二、一三〇七番三、一三〇八番一、一三〇八番二、一三〇八番三、一三〇九番一、一三〇九番二、一三〇九番三、字新田堤一三一〇番一、一三一〇番二、字新田一三一六番一、一三一六番二、一三一六番三、一三一六番四、一三一六番五、一三一七番、一三二一番、一三二二番、一三二六番一、一三二六番二、一三三二番、一三三三番一、一三三三番二、一三三三番三、一三三三番四、一三三五番一、一三三五番二、字新田口一三三一番一、一三三一番三、一三三一番五、字長川田一三七番、字番田一九七五番、一九七六番一、一九七六番二、一九七七番一、一九七七番二、一九七八番、一九七九番、一九八〇番、一九八一番、一九八二番、一九八三番一、一九八三番二、字遅稲田一九八四番一、一九八四番二、一九八五番一、一九八五番二、一九八六番一、一九八六番二、一九八七番一、一九八七番二、一九八八番一、一九八八番二、一九八九番一、一九八九番二、一九九〇番一、一九九〇番二、一九九一番一、一九九一番五、一九九一番六、一九九一番七、一九九一番八、字樋尻二〇〇三番一、二〇〇三番四、二〇〇三番五、二〇〇四番一、二〇〇四番二、二〇〇五番一、二〇〇五番二、二〇〇六番一、二〇〇六番二、二〇〇七番一、二〇〇八番一、字中川田一二八三番一地先道、字中川田一二八三番一地先から字新田一三二三番二地先まで道、字新田一三二六番一地先から一三二二番地先まで道、字新田一三二三番一地先から字先新田一三二三番地先まで水路、字先新田一三一二番地先から字新田口一三三一番五地先まで道、字新田一三二六番四地先から字先新田一三一五番地先まで道、字先新田一三〇四番一地先から一三〇四番二地先まで水路、字下八反田一三〇三番地先から字上八反田一二八八番四地先まで水路、字上八反田一二八八番一地先から一二九三番三地先まで道、字下八反田一三〇三番地先から一二九五番二地先まで道、字新田堤一三一〇番二地先から字三付田一三〇七番三地先まで水路、字三付田一三八反田一二九五番二地先まで水路、字遅稲田一九九一番八地先から字三付田一三〇九番三地先まで道、字遅稲田一九八四番二地先から一九八四番一地先まで道、字番田一九七五番地先から一九八三番一地先まで水路、字遅稲田一九九〇番一地先から字番田一九八一番地先まで水路、字樋尻二〇〇三番五地先から字番田一九七七番二地先まで道、字番田一九七六番二地先から一九七五番地先まで道、字樋尻二〇〇六番二地先から二〇〇八番一地先まで水路、字樋尻二〇〇八番一地先道

二 公共施設の種類

道路、緑地、河川

- 三
位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）
- 四
許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
瀬戸内市邑久町尾張三〇〇番地一
瀬戸内市長 武久 顕也
- 五
許可年月日及び許可番号
令和六年六月二十六日岡山県指令建指第一四三号